

令和6年10月1日



国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程
学生の育成事業
次世代 AI 人材育成プログラム
(若手研究者支援)

令和6年度委託研究事務処理説明書

＝ 補 完 版 ＝

国立研究開発法人科学技術振興機構

創発的研究推進部

大学等／企業等

内容

I. 「事務処理説明書 共通版」との違い	5
1. 用語の解説	5
2. 契約締結にあたっての留意事項	6
(1) クロスアポイントメントについて	6
3. 直接経費の執行	7
(1) 基金終了後の物品の取扱について	7
(2) 研究代表者 (PI) 人件費の計上	8
(3) 若手研究者の専従緩和	9
(4) 研究以外の業務の代行経費の計上 (バイアウト制度の導入)	10

令和6年度委託研究事務処理説明書 補完版（以下、本補完版という）について

●国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（若手研究者支援） 委託研究契約にかかる書類

以下に掲載しております。報告書等の作成等に当たっては、必ず下記URLからダウンロードの上、所定の電子ファイルをご使用ください。

○国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（若手研究者支援） 委託研究契約にかかる書類

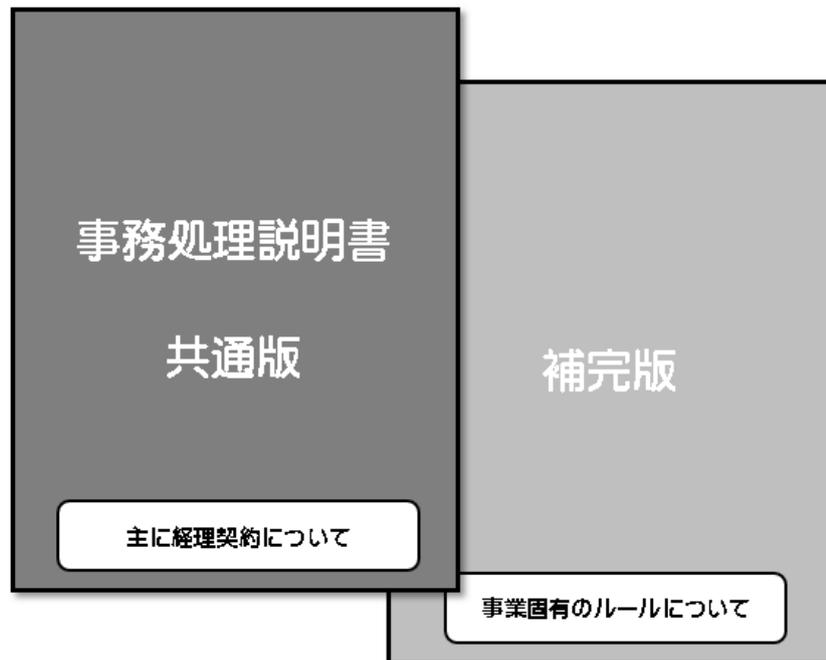
<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

A. 事務処理説明書 共通版との違い

ここでは、「委託研究事務処理説明書 共通版」にかかわる内容で事業固有の取扱いを掲載します

委託研究事務処理説明書の見方

- 委託研究事務処理説明書は、経理契約等共通の事項を「共通版」に記載し、共通版との取扱いの違いや事業固有のルールがある場合は、それらを「補完版」に記載しています。
- 本説明書対象事業のうち補完版がある事業は、共通版と補完版を合わせて「事務処理説明書」とします。
- 補完版と共通版の間で差異が生じる場合は、補完版の定めが優先されます。



○事務処理説明書 共通版 大学等

<https://www.jst.go.jp/contract/boost/2024/boosta.html>

○事務処理説明書 共通版 企業等

<https://www.jst.go.jp/contract/boost/2024/boostc.html>

I. 「事務処理説明書 共通版」との違い

1. 用語の解説

共通版の記載内容	大学等： 4ページ	企業等： 4ページ
研究領域	本事業では、研究領域を設定しません。	
研究課題	個人型研究であるため、研究題目と同義になります。	
研究代表者	個人型研究であるため、研究担当者と同義になります。	

用語	説明
クロスアポイントメント制度	研究者等が複数の大学や公的研究機関、民間企業等の間で、それぞれと雇用契約を結び、一定のエフォート管理の下で業務を行うことを可能とする制度をいいます。
クロスアポイントメント協定等	クロスアポイントメント制度の活用を目的として、研究者等を雇用する複数の大学や公的研究機関、民間企業等の間で取り交わされる協定等をいいます。
クロスアポイントメント相手方機関	委託先研究機関との間でクロスアポイントメント協定等を締結し、かつ、研究担当者との間で雇用契約を締結している、委託先研究機関以外の所属機関をいいます。
クロスアポイントメント人件費	人件費のうち、研究代表者に対し、乙から直接又はクロスアポイントメント相手方機関を通じて本人への給与の一部として支出される費用をいいます。

クロスアポイントメント制度については、下記もご覧ください。

○クロスアポイントメント制度について（経済産業省ウェブページ）

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/cross_appointment.html

2. 契約締結にあたっての留意事項

(1) クロスアポイントメントについて

共通版の記載内容	大学等： 10ページ	企業等： 10ページ
<p>大学等／企業等</p> <p>I. 委託研究契約の概要</p> <p>3. 契約締結にあたっての留意事項</p> <p>(12) 国又は地方公共団体における委託研究契約の取扱い</p> <p>本段落に続き、「(13) クロスアポイントメントについて」を追加します。</p>		

共通版に追加される事項

(13) クロスアポイントメントについて

本プログラムにおける研究実施には、委託先研究機関及び他の機関（クロスアポイントメント相手方機関）とのクロスアポイントメント協定等に基づく、委託先研究機関及びクロスアポイントメント相手方機関との雇用契約が存在する必要があります。

上記の状態でなくなった場合には、研究を中止、または新たなクロスアポイントメント協定等に基づく雇用が成立するまで中断します。この中断に伴う研究期間の延長は行いません。

また、本プログラムの趣旨を踏まえ、クロスアポイントメントをしたことによる年収^{*1}の合計が、研究開始前の年収^{*1}を超える金額となることが必要です。処遇向上が達成されていない^{*2}場合には、研究を中止します。

*1 委託先研究機関から受領する報酬とクロスアポイントメント相手方機関から受領する報酬の合計額（総支給額）の年額をさします。

*2 ただし、研究担当者の本研究開始前の報酬に特許技術開発報奨金等の臨時的報酬が含まれている場合等、本研究期間中の報酬が本研究開始前の水準を上回ることが困難な事情につき合理的な理由がある場合などは、個別に判断します。

3. 直接経費の執行

(1) 基金終了後の物品の取扱いについて

共通版の記載内容	大学等： —	企業等： 29ページ
<p>企業等</p> <p>II. 経理・契約事務について</p> <p>6. 直接経費の執行</p> <p>(4) 物品等の取扱いについて</p> <p>② 物品の管理</p> <p>f. 研究期間終了後の物品の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究期間終了後、取得物品および提供物品のうちJST帰属の有形固定資産については、引き続き本研究の応用等の目的に使用されることを前提に、原則として一定の貸借期間（有償）を経て、耐用年数経過後に買い取りいただくこととしております。ただし、耐用年数経過前（研究期間終了時等）であっても、引き続き、本研究の応用等の目的に使用されることを前提として買い取ることが可能です。 		

共通版と異なり上書きとなる事項

委託研究契約書において「企業等」と認められた研究機関は、取得物品および提供物品のうちJST帰属の有形固定資産（以下「取得物品等」という。）について、基金終了後に発生する収入を速やかに国へ返納する必要があることから、本研究の応用等の目的に使用されることを前提に、基金終了時には、当該取得物品等の耐用年数経過前であっても遅滞なくJSTから買い取りいただくこととします。（JSTが使用又は処分等を必要とする場合を除きます。）

そのため、取得物品等の取得にあたり、基金終了時の有償買い取りを含めた当該取得物品等の取扱いを研究の早い段階で計画した上で取得していただきますようお願いします。

なお、以下に、耐用年数経過前に買い取りいただくこととなった場合の譲渡価格（買い取り価格）を例示します。詳細については、JST 課題担当者にお問い合わせください。

【譲渡価格の例示】

取得価額：300万円（耐用年数4年、基金終了時、1年6カ月経過）

譲渡価格：約132万円（消費税別）。仮に耐用年数が満了した場合であっても、譲渡価格（＝残存価格）は、取得価額の5%～10%程度（1円ではありません）となります。

(2) 研究代表者 (PI) 人件費の計上

共通版の記載内容	大学等： 36ページ	企業等： —
大学等 II. 経理・契約事務について 6. 直接経費の執行 (7) 「人件費・謝金」に関する留意事項 ④ 研究代表者 (PI) の人件費の支出		

共通版と異なり上書きとなる事項

本プログラムは「競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出について」(令和2年10月9日関係府省申し合わせ) 及び、それに基づく JST 方針「競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出について」の適用除外となります。

一方、本プログラムにおいては研究代表者のクロスアポイントメント人件費について、委託先研究機関が大学等の場合に限り、必要額を支出可能です。

ただし、委託先研究機関で本プログラムの研究実施以外の業務がある場合、当該機関における全仕事時間 100%に対する本プログラムの研究実施に必要とする時間の配分割合をクロスアポイントメント人件費に乗じた額が、支出できる上限となります。

本プログラムの趣旨を踏まえ、クロスアポイントメントをしたことによる年収^{*1}の合計が、研究開始前の年収^{*1}を超える金額となる必要があります。(クロスアポイントメント人件費は、直接経費からの支出に加え、研究機関の自己資金等からの支出も想定。)

なお、研究代表者の処遇向上の状況等について調査を行う場合があります。処遇向上(原則、研究代表者の研究期間中の年収^{*1}が研究開始前年度の年収^{*1}を上回ること)が達成されていない^{*2}場合には、研究を中止します。

- *1 委託先研究機関から受領する報酬とクロスアポイントメント相手方機関から受領する報酬の合計額(総支給額)の年額をさします。
- *2 ただし、研究担当者の本研究開始前の報酬に特許技術開発報奨金等の臨時的報酬が含まれている場合等、本研究期間中の報酬が本研究開始前の水準を上回ることが困難な事情につき合理的な理由がある場合などは、個別に判断します。

(3) 若手研究者の専従緩和

共通版の記載内容	大学等： 38ページ	企業等： —
<p>大学等</p> <p>Ⅱ. 経理・契約事務について</p> <p>6. 直接経費の執行</p> <p>(7) 「人件費・謝金」に関する留意事項</p> <p>⑤若手研究者の自発的な研究活動等について</p> <p>a. 対象者</p> <p>ii. 40歳未満の者</p>		

共通版に追加される事項

本事業においては、活動等を開始する年度の4月1日時点で40歳未満の者を対象とします。

ただし、複数年事業への採択などにより1つの活動等が年度をまたがる場合、活動等の実施期間中に40歳になる場合であっても、「自発的な研究活動等の実施期間」、または、「雇用されているプロジェクトの実施期間」のうち、先に終了する方の期間中は、本制度の利用を可能とします。

(4) 研究以外の業務の代行経費の計上 (バイアウト制度の導入)

共通版の記載内容	大学等： 43ページ	企業等： —
大学等 II. 経理・契約事務について 6. 直接経費の執行 (8) 「その他」の計上 ⑦ 研究以外の業務の代行に係る経費の支出について (バイアウト制度) b. 支出可能な経費		

共通版と異なり上書きとなる事項

本プログラムは「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し (バイアウト制度の導入) について」(令和2年10月9日関係府省申し合わせ)の対象になりません。

クロスアポイントメント協定上での調整等により本プログラムの研究に必要なエフォートの確保を行ってください。